



第3編
基本計画

令和8年度



令和17年度



防災・減災対策の推進

◆ 現状と課題

- 防災の基本的な考え方となる「自助」「共助」「公助」については、市民に浸透しつつあるものの、東日本大震災からの経過に伴う危機感の低下が懸念されています。
- 近年の自然災害は、局地的に集中して雨が降るなど、予測困難で短時間のうちに甚大な被害が発生するなど激甚化・頻発化しており、災害から市民の生命と財産を守るためには、防災と減災に対する市民の意識啓発に継続的に取り組むとともに、自主防災組織や関係機関と連携した事前の備えが重要となっています。
- これまでの取組により、市内すべてに自主防災組織が設置され、その活動においてリーダー的役割を担う防災指導員の配置率も年々向上していますが、近年は、避難所運営や要配慮者^{※14}への支援など、災害対応における女性を含めた多様な視点での活動も重要視されていることから、各自主防災組織等へ女性防災指導員を配置する取組が期待されています。
- 自然災害に加え火災等へ対応するため、消防車両等の適正管理や消防団員を確保していく取組が必要であるほか、市民自らが火災等から身を守る取組も重要となっています。
- 自然災害以外での原子力災害や武力攻撃等への危機について、危機管理体制の充実を図るとともに、防災力を向上させるため、市民と行政、防災関係機関が一体となった防災・減災対策の推進が必要とされています。

◆ 基本方針

地域における防災講話や防災訓練、学校における防災学習の実施など、市民の防災意識を高めることで、市民自らが災害から身を守る取組や、自主防災組織の育成による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の向上に取り組むとともに、様々な災害に対応していくため、消防・防災機能の強化を図り、災害に強い、安全・安心なまちづくりを進めます。

◆ 代表的な指標

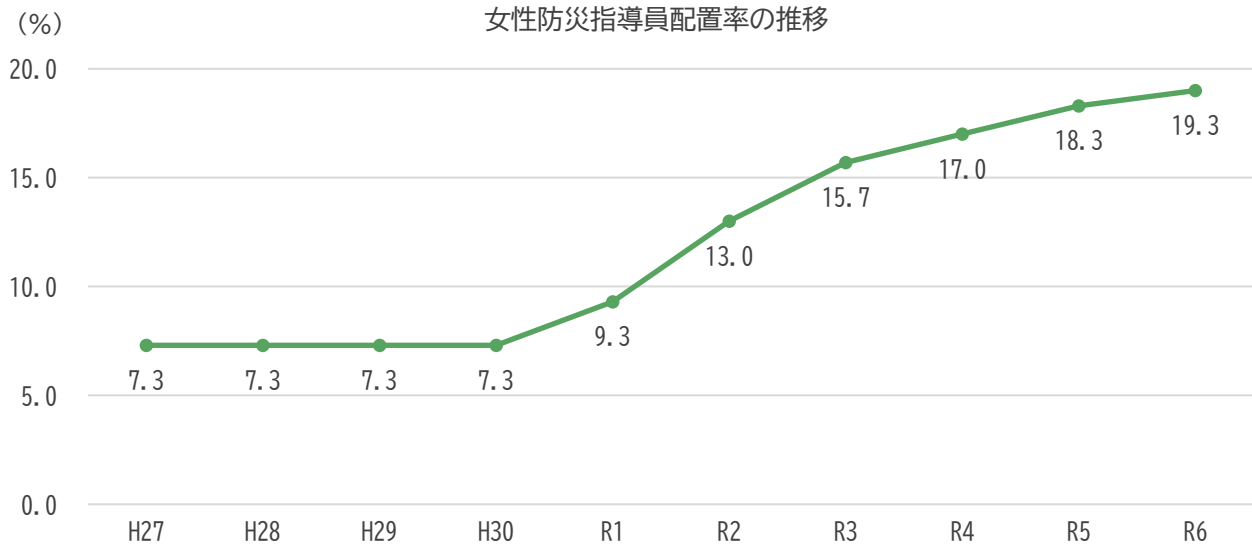
指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
女性防災指導員配置率 ^{※1}	19.3%	50.0%	70.0%
住宅用火災警報器条例適合率 ^{※2}	56.9%	85.0%	100.0%

※1 女性防災指導員を配置している自主防災組織の割合。

※2 寝室、寝室がある階の階段及び台所の全てに警報器の設置。



◆ 代表的な指標の推移



資料：登米市総務部 防災危機対策室調べ（各年度）

◆ 主な施策

施策	施策の取組
1 防災対策の充実	<p>① 防災意識の啓発と地域防災力の向上の推進 県など関係機関と連携した事前対策の充実を図り、原子力災害時における避難計画の実効性向上、防災訓練等の実施による防災意識の向上と地域防災力の向上を図るとともに、洪水ハザードマップ等の見直しを行い内水等の浸水想定区域についても広く周知するなど、防災対策の充実を図ります。</p> <p>② 迅速で正確な防災情報伝達手段の確保 多様化しているライフスタイルの変化に対応した防災情報提供の充実を図ります。</p>
2 消防防災体制の充実	<p>① 消防車両等の整備 消防車両等整備計画に基づく消防車両、防火水槽等の整備を行い、消防力の充実を図ります。</p> <p>② 消防団員確保と分団等再編による適正かつ効率的な体制整備 青年層や女性の加入を促進するとともに、少子高齢化を見据えた分団等の再編を図ります。</p> <p>③ 住宅用火災警報器の設置の推進 女性防火クラブなど関係団体と連携し、住宅用火災警報器の条例適合率の向上を図ります。</p>

※14 高齢者、障がいがある方、乳幼児や妊産婦など、災害時や日常生活において、特別な支援や配慮が必要とされる人。

(続き)

施策	施策の取組
3 災害に強いまちづくりの推進	<p>① 災害時に迅速に対応できる体制の整備 災害時応援協定に基づく協定締結先との連携強化と非常用食料や毛布等の備蓄品を確保するとともに、避難所の環境向上を図ります。</p> <p>② 災害時における初動体制の確立 自主防災組織の初動対応訓練の実施やリーダー養成を推進します。</p> <p>③ 避難行動要支援者等災害弱者の安全確保 関係機関や自主防災組織等と連携し、避難支援体制の充実を図ります。</p> <p>④ 武力攻撃等に対応した危機管理体制の充実 武力攻撃等への災害に対応するため、国民保護計画に基づき、市民に対する危機管理体制の充実を図ります。</p> <p>⑤ 浸水被害等の防止対策 河川等に堆積した土砂撤去を行い、排水機能の保全に努めます。現在対象としている18河川の事業推進を図るとともに、対象河川を追加して全体計画の見直しを進めます。</p> <p>⑥ 木造住宅の耐震化への支援 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく木造住宅の耐震化への取組を支援します。耐震化率の向上に向け、耐震診断及び耐震改修工事への助成に継続的に取り組み、住宅耐震化による建物の倒壊リスク軽減に努めます。</p> <p>⑦ 災害時における水道水の安定供給 災害等緊急時における水道水の融通のため、緊急時用連絡管の整備を進めます。</p>

◆ 主な個別計画等

- 登米市地域防災計画
- 登米市消防計画
- 登米市国民保護計画
- 登米市耐震改修促進計画



「防災指導員」とは？

Q. 何をやるの？

A. 地域の自主防災活動を促進します

取組例

防災訓練の企画・実施

防災に関する普及啓発活動

備蓄品・資機材の点検や見直し

避難行動要支援者への支援体制づくり

Q. どれくらいいるの？

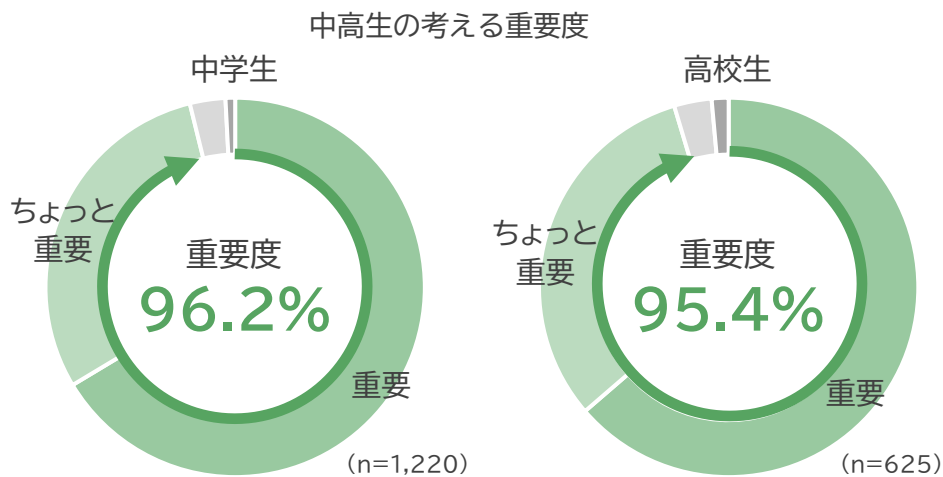
A. 防災指導員が663人います (R7.3月末時点)

全体の配置率は90.7%で、女性の防災指導員配置率は19.3%です。

防災・減災に備え、プライバシーが確保された環境づくりなど、日頃から幅広い視点での支援を行うために、指標では女性防災指導員配置率の増加を目指しています。

--- 中高生の声 ---

中高生アンケートでは、「災害対策、消防、防犯、交通安全などが充実」することの重要度が高いと考えています。



--- 市民の声 ---



治安が良く、突出したものがなくても
長く住みたくなるような安全なまちにしたい



地域の交流など普段からのケアが重要



高齢者の単身世帯が増えていて、
災害時に動けない人への対応が必要



誰もがのびのびと生きられ
安心安全に暮らせるまちにしたい

※市民意向調査の自由回答における「安全」に関する意見は24件
令和6年度市民ワークショップ意見や令和5年度市民意向調査より

Q. どうやってなるの？

A. 県の防災指導員養成講習を受けます

該当するコースに応募

県の講習を受講

防災指導員に認定

フォローアップ講習

2種類のコースがあります
地域防災コース〈市ではこちらを募集〉
 地域の防災活動で活躍するリーダーを養成
企業防災コース
 企業における災害対策を推進する方を養成



防犯・交通安全対策の推進

◆ 現状と課題

- これまでの防犯・交通安全対策については、市民からも評価されつつあり、防犯・交通安全意識の向上につながっています。
- 防犯については、刑法犯認知件数は減少傾向にありましたが、近年は増加傾向にあり、また特殊詐欺においては手口が複雑化・巧妙化しています。
- 交通安全については、交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、近年は横ばいとなっています。また、死亡事故は依然として発生しているほか、全国的に子どもが犠牲となる事故や、あおり運転、高齢ドライバーによる事故などが大きく報道されています。

◆ 基本方針

犯罪や交通事故のない安全・安心な地域社会の実現に向けて、地域が一体となった防犯・交通安全の推進に取り組みます。

防犯については「地域の安全は地域で守る」という市民一人一人の意識啓発を図り、自主的な防犯活動を促し、犯罪のない明るく住みよいまちづくりに取り組みます。

交通安全対策については、市民一人一人が交通安全に対する意識を高めるとともに、交通ルール遵守の徹底を図り、交通事故のない安全な社会の実現に取り組みます。

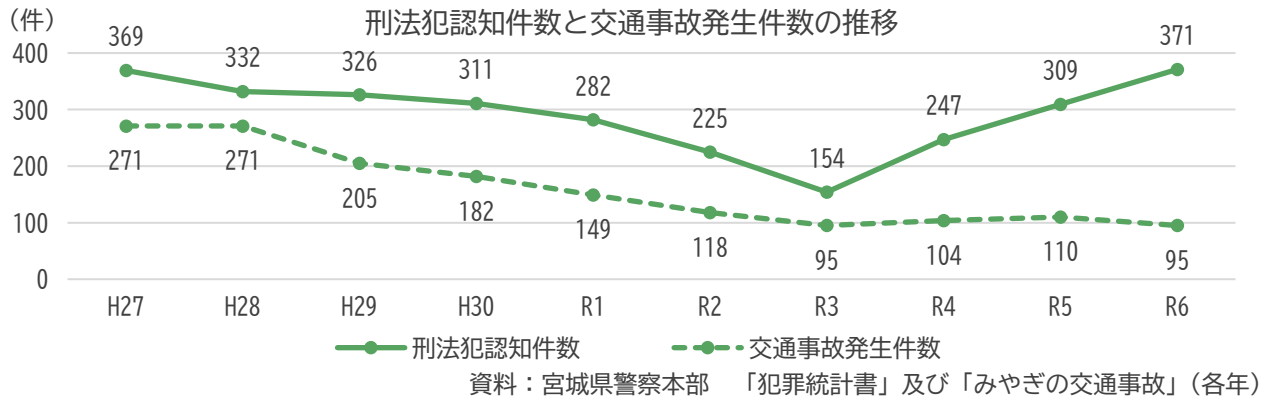
◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
刑法犯認知件数※	371件 (令和6年)	260件 (令和12年)	180件 (令和17年)
交通事故発生件数※	95件 (令和6年)	85件 (令和12年)	75件 (令和17年)

※ 1月から12月までの数値



◆ 代表的な指標の推移



◆ 主な施策

施策	施策の取組
4 防犯対策の充実	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域をあげた防犯活動の推進 防犯協会など関係機関等と連携した防犯活動を実施します。 ② 正確かつ迅速な情報提供と防犯意識の啓発 広報紙やメール配信サービス等を活用した防犯情報の提供と防犯意識の啓発を図ります。 ③ 犯罪等を未然に防ぐ環境づくりの推進 防犯灯整備の推進や保全に努め、夜間における犯罪等の発生を未然に防止します。 ④ 特殊詐欺等の未然防止 オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法の被害に遭わないよう、啓発と相談に努め、被害の未然防止を図ります。
5 交通安全対策の充実	<ol style="list-style-type: none"> ① 見守り活動や街頭活動の実施 地域の実情に合わせた、地域見守り活動や街頭指導を交通安全協会等の関係機関と連携して行い、交通事故の防止を図り、こどもの安全を確保します。 ② 交通ルール遵守の徹底と交通安全思想の普及啓発 こどもや高齢者等の事故防止のための交通安全教室等を実施し、交通ルール遵守の徹底と、交通安全思想の普及を図ります。 ③ 交通事故を未然に防ぐ環境の整備 カーブミラー等の交通安全施設の整備を進めます。また、交通量が多い交差点、特に通学路となっている道路については、必要に応じて信号機の設置や改修を関係機関に対して要望するなど、交通死亡事故等の重大事故の発生を防止します。

◆ 主な個別計画等

- 登米市防犯指導員規則
- 登米市交通安全指導員規則
- 宮城県交通安全計画

健康づくりの推進

◆ 現状と課題

- 健康づくりの取組については、これまでの市民ニーズに沿った取組により、市民の満足度も高く、市民に受け入れられつつあります。本市の健康寿命は、県平均と比較して低い状況にあり、今後も継続して健康寿命^{※15}の延伸に取り組む必要があります。
- 本市では、脳血管疾患や心疾患で死亡する人の割合が、男女ともに全国の値と比較して高い状況にあります。また、生活習慣病などのリスクが高まる肥満の割合が、大人・こどもともに高いなどの健康課題があります。
- 本市では、健診結果に基づく、特定保健指導の実施率が低いことや、要医療該当者が未受診であることなどの現状があり、今後も継続して生活習慣病の改善に取り組む必要があります。

◆ 基本方針

生活習慣や社会環境の改善を通じ、健康寿命の延伸を目指します。

また、市民一人一人が生きがいを持ち、ライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できるよう、地域に根ざした健康づくりに取り組みます。

さらに、市民・地域・団体・企業との協働により、健康なまちづくり及び食育を推進します。

◆ 代表的な指標

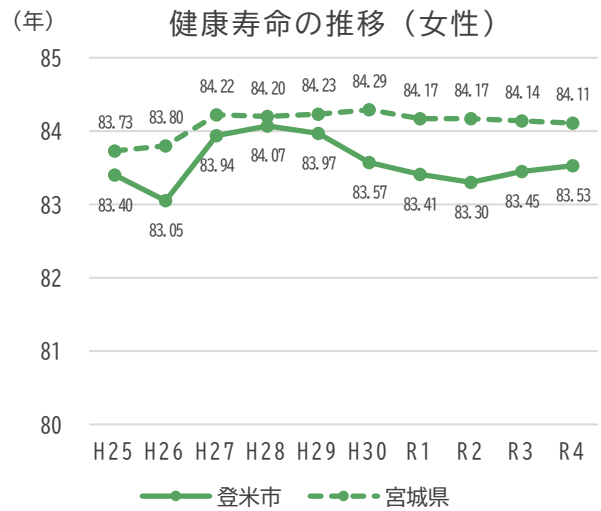
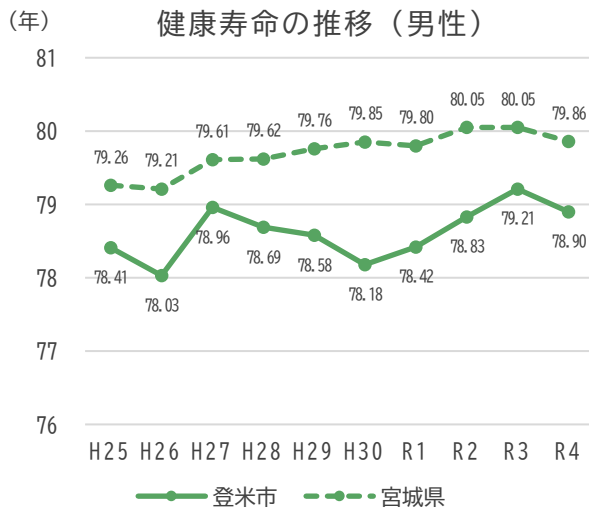
指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
健康寿命	男性78.90年 (令和4年 [※])	81.54年	82.84年
	女性83.53年 (令和4年 [※])	85.11年	86.03年

※ 代表的な指標の「健康寿命」は、出典元のデータ公表時期の都合上、現状値は令和4年の数値を掲載している。

※15 介護を受けたり寝たきりになったりせず、自立した生活を送れる期間のこと。



◆ 代表的な指標の推移



資料：宮城県保健福祉部「データからみたまやぎの健康」

◆ 主な施策

施策	施策の取組
6 健康づくりの推進	① 市民との協働による健康づくりの推進 ライフステージに応じた生涯にわたる健康の保持増進を図るため、市民・地域・企業・関係機関・行政が協働して健康づくりや食育を推進します。 ② 親と子の健康づくりの推進 健全な成長や発達を促すための乳幼児健診や相談事業を充実するとともに、こどもの頃からの望ましい生活習慣の定着に向け、関係機関と連携し親子の健康づくりを推進します。 ③ 生活習慣病予防及び介護予防の推進 各種健診による健康状態の把握や病気の早期発見、事後指導を強化し、さらに、適塩推進事業やウォーキング事業の健康教育等を実施することで、生活習慣病予防及び介護予防に取り組みます。 ④ 心の健康づくりの推進 不安や悩みを抱えている当事者やその家族等に対する相談体制の充実を図るとともに、互いに支えあえる体制づくりを目指します。
7 感染症予防対策の推進	① 感染症予防の正しい知識の普及啓発と予防接種の推進 感染症の正しい知識や情報の普及啓発に努めるとともに、予防接種の機会の確保と、受けやすい体制の整備に努めます。

◆ 主な個別計画等

- 元気とめ食育21計画
- 登米市自死対策計画
- 登米市新型インフルエンザ等対策行動計画

地域医療の確保と救急体制の充実

◆ 現状と課題

- 地域医療については、医師・看護師等の不足や偏在、少子高齢化に伴う医療需要の変化、新興感染症^{※16}への対応などから、医師をはじめとする医療従事者の確保や市内外の関係医療機関等との連携による安定した医療の提供が必要とされています。
- 地域の中核病院である登米市民病院については、非常用電源設備が地下階にあることや、本館と南館との通路に段差があることなどが、防災面・機能面での課題となっています。
- 救命率の向上に向けた事業は市民の関心も高く、一定の理解を得られており、今後も継続して応急手当事業の推進に取り組み、多くの市民に応急手当の重要性を働きかけることが必要とされています。
- より適切な救急活動を目指し、救急救命士の養成や高規格救急車^{※17}等の資機材整備及び搬送体制の強化が必要とされています。

◆ 基本方針

市民が安全・安心に暮らせるよう、地域医療の確保及び救急体制の充実に取り組みます。

地域医療については、各医療施設の役割を明確化し、機能分化と連携強化を推進するとともに、地域内で継続性のある医療提供が図られるよう関係機関との連携体制を強化します。

また、医師・看護師等の医療従事者の確保と適切な配置によって、誰もが安心して医療が受けられる体制を整備し、持続可能な病院経営を目指します。

救急体制については、救命率の向上を目指し、より多くの市民が救命救急に関する理解を深めるため、普及啓発事業の継続及び強化に取り組みます。

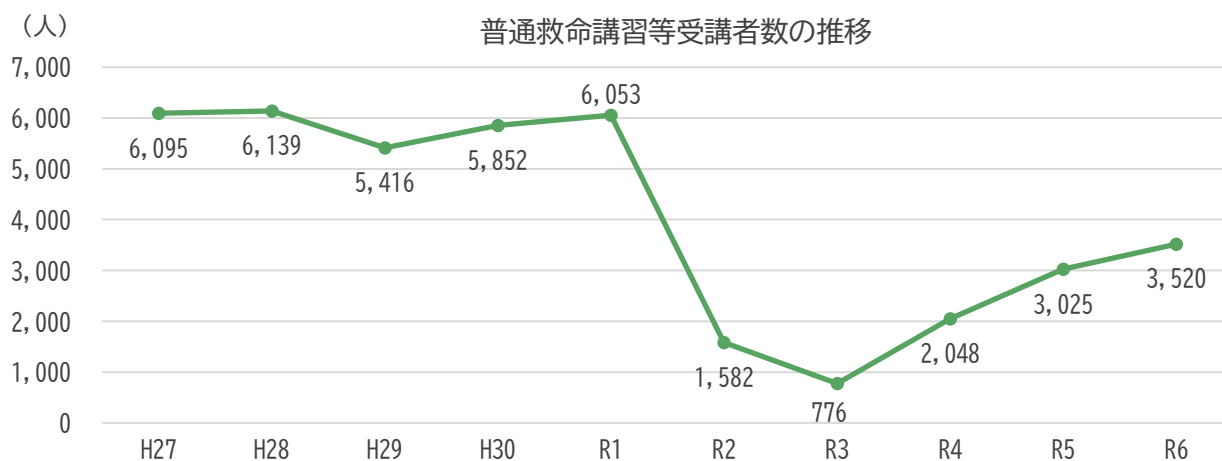
また、多様化・複雑化している救急において、救急救命士が有効かつ高度な救命活動ができるよう、高規格救急車の計画的な更新を図るとともに、医療機関との更なる連携強化に努め、広域で効果的な救急搬送を目指します。

◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
救急搬送応需率（登米市民病院）	90.3%	92.5%	94.6%
普通救命講習等受講者数	3,520人	3,500人	3,500人



◆ 代表的な指標の推移



資料：登米市消防本部 警防課調べ

◆ 主な施策

施策	施策の取組
8 地域医療の確保	<p>① 役割・機能の最適化と連携強化 登米市民病院に急性期医療を集約し、米谷病院と豊里病院が回復期及び慢性期医療を担う機能分化を、豊里老人保健施設がリハビリテーションを中心とした医療と介護を一体的に提供する体制を継続するとともに、関係医療機関等との連携強化を図りながら、地域医療の提供体制の確保に努めます。</p> <p>② 医師・看護師等の確保と働き方改革 医師・看護師等の医療従事者の確保に努めるとともに、医師の働き方改革への適切な対応と働きやすい環境整備に向けた取組を進めます。</p> <p>③ 経営形態の見直し 病院事業の経営改善に向けた取組を進め、医療環境の変化に速やかに対応できる望ましい経営形態のあり方について検討を進めます。</p> <p>④ 新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組 適切な感染防止対策によって、必要な医療提供体制の整備と取組を強化するとともに、感染まん延期においては速やかな病床確保に努めます。</p> <p>⑤ 施設・設備の最適化 今後の病院事業の施設全体のあり方について検討を重ねながら、登米市民病院の施設整備に向けた取組を進めます。</p> <p>⑥ 経営の効率化 病院事業の経営健全化に向け、経営の効率化や収支の改善につながる取組を進めます。</p>

※16 新しく認識された感染症で、局地的、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症のこと。（SARS、MERS、COVID-19、AIDS、0157 など）

※17 救急救命士が医師の指示のもとに、より高度な救急救命処置を行うための資器材を装備した車両のこと。

(続き)

施策	施策の取組
9 救急体制の充実	<p>① 応急手当の普及・啓発 救急車の到着までに必要な応急手当の重要性の認識と手技の習得を図るとともに、市民のニーズにあった各種講習会の実施に取り組みます。</p> <p>② 迅速かつ適切な救急活動 救急救命士をはじめとする救急隊員の養成とともに、各種研修会の参加や教育訓練の充実に努め、円滑な救急活動を目指します。</p> <p>③ 救命資機材の充実化 多様化する救急現場に対応するために、最新の救命資機材の導入を考慮した高規格救急車の計画的な更新に取り組みます。</p> <p>④ 適切な搬送体制の強化 緊急性や重症度の高い傷病者や専門的な疾病の傷病者に対し、適切な医療機関へ迅速な搬送を行えるよう、ドクターヘリや市内外の医療機関との連携強化を図ります。</p>

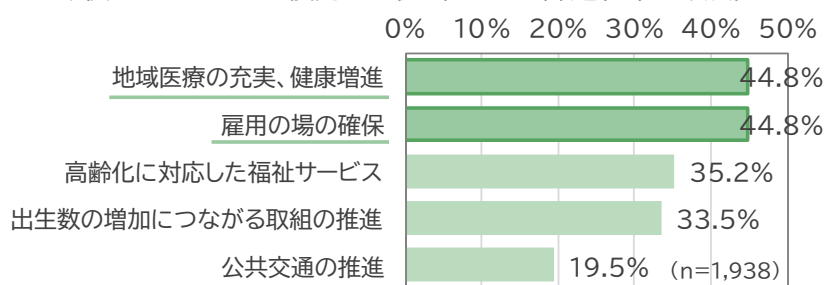
◆ 主な個別計画等

- 登米市病院事業中長期計画
- 登米市消防計画

--- 市民の声 ---

市民意向調査では、今後のまちづくりで優先して取り組むべき課題として、「地域医療の充実、健康増進」と「雇用の場の確保」と考える方が最も多くなっています。

今後のまちづくりで優先して取り組むべき課題(上位5項目)



救急搬送された際に、救急医療の難しさを痛感しました
生命にかかわる重要なことなので、病院同士の連携を強化し、
スムーズな対応ができるようにしてほしい

施設整備よりも医療サービスの充実が大事



地域医療のホームページを分かりやすくしてほしい



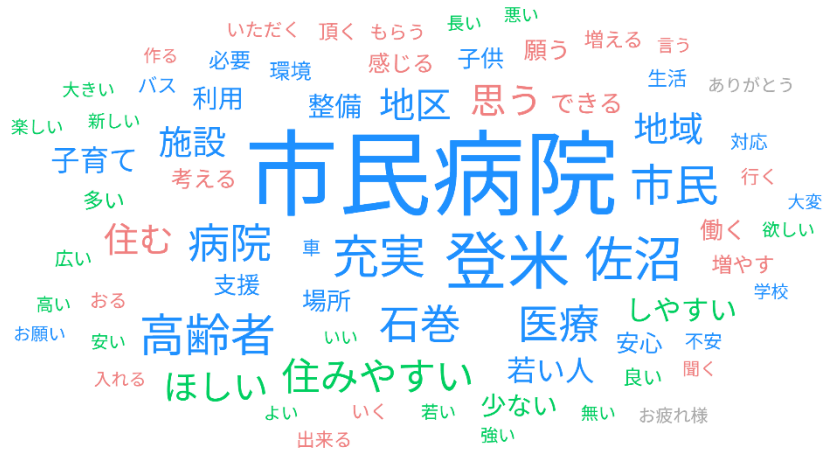
健康で長く働ける市民が多くいてこそ
まちの発展につながると思う

病児保育施設や小児科を増やしてほしい



※市民意向調査の自由回答における「医療」に関する意見は最多の142件
令和6年度市民ワークショップ意見や令和5年度市民意向調査より

自由回答のなかで、「健康・医療、福祉・生活、防災・安全」に関する内容のご意見を単語分析すると、「市民病院」への関心が高いことが分かります。

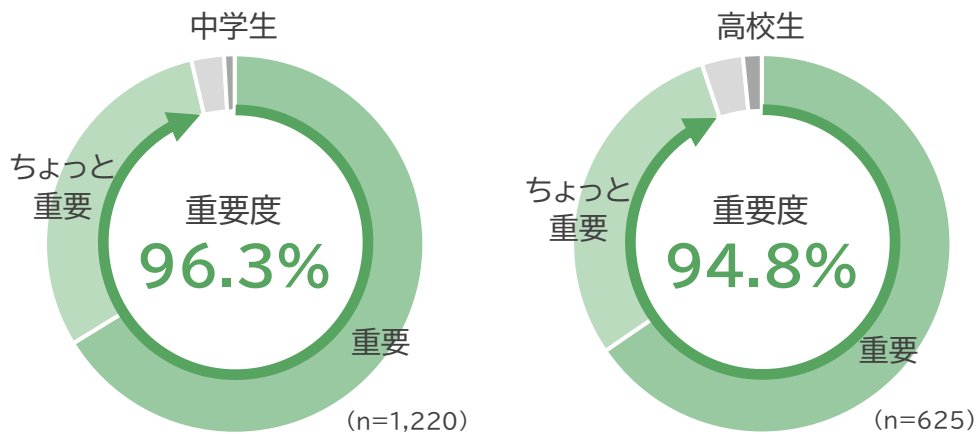


※「株式会社ローカル」提供ツールによるテキストマイニング

--- 中高生の声 ---

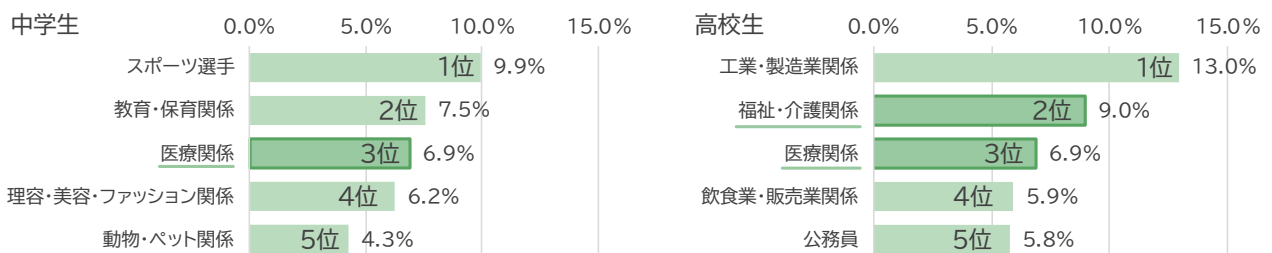
中学生アンケートでは、「健康づくりや医療・救急が充実」することの重要度が高いと考えています。

中高生が考える重要度



将来やってみたい仕事として、中学生は「医療関係」、高校生は「福祉・介護関係」や「医療関係」が上位に挙がっています。

中高生の将来やってみたい仕事（上位5項目）



福祉の充実と権利擁護の推進

◆ 現状と課題

- 高齢者世帯の増加、ひとり親家庭等の増加など、社会情勢の変化に伴い、地域社会では、相互機能の低下や一体感の希薄化が懸念されています。高齢化が一層進展する中で、地域全体で支える体制づくりを進めていくことが必要とされています。
- 障がい者福祉については、高齢化や多様化、親亡き後を見据えた、ライフステージを通じた支援が必要とされています。
- 福祉や権利擁護については、取組に対する市民の理解が進んできていますが、今後も継続した取組が必要とされています。

◆ 基本方針

高齢者については、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、在宅福祉サービス等の充実を図るとともに、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の各分野が互いに連携しながら一体的に地域包括ケアシステムを推進します。

また、障がい者が地域社会の中で自分らしく笑顔で暮らしていけるよう、福祉サービスや生活の場の充実を図るとともに、地域全体で支える体制づくりを支援します。

さらに、ひとり親家庭の方が安心して子育てをしながら生活することができるよう、生活の安定と自立に向けた支援に取り組みます。

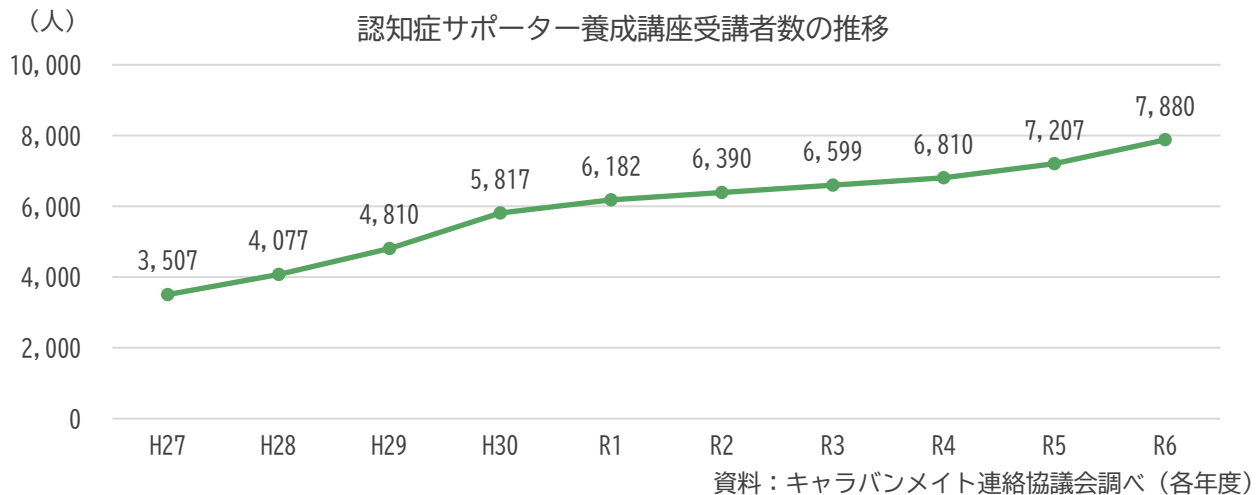
権利擁護については、市民一人一人が人権を相互に認め合う、差別のない人権意識の高いまちづくりに取り組むとともに、暴力根絶に向けた取組強化など、市民への啓発活動を推進します。

◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
認知症サポーター養成講座 受講者数（累計）	7,880人	11,300人	14,700人
ミニデイサービス・シニアサロン 開催行政区数（全302行政区中）	255行政区	284行政区	302行政区
ミニデイサービス・シニアサロン 開催回数	3,314回	4,160回	4,760回
65歳以上の元気な高齢者の割合 （65歳以上人口のうち要支援・要 介護の認定を受けていない方の割 合）	79.6%	80.3%	80.3%



◆ 代表的な指標の推移



◆ 主な施策

施策	施策の取組
10 地域福祉の推進	<p>① 共に支えあう仕組みづくりの推進 支援を必要とする当事者や地域住民、行政、福祉団体等が共に支えあう仕組みづくりを進め、住み慣れた地域での安心した生活の実現を目指します。</p> <p>② 人格と個性の尊重 市民一人一人が互いに人格と個性を尊重し、思いやりを持った生活を送ることができる地域づくりを進めます。</p> <p>③ 地域での共助による福祉活動の活性化 地域福祉コミュニティの形成を支援し、地域での共助による福祉活動の活性化を図ります。</p>
11 高齢者福祉の充実	<p>① 生きがいづくりや社会参加の推進 生きがいづくりや社会参加を推進し、高齢者の孤立防止を図ります。</p> <p>② 在宅福祉サービスの充実 在宅高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活支援の充実を図ります。</p> <p>③ 認知症の方やその家族への支援の推進 認知症の方やその家族が住み慣れた地域で生活続けることができるよう、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るとともに、早期診断・早期対応に向けた支援体制の充実を図ります。</p>

(続き)

施策	施策の取組
12 障がい者（児）福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">① 地域での支援体制の充実 地域での支援体制の充実を図り、障がい者が安心して生活できる環境の整備を推進します。② 障がい福祉サービスの提供 障がい者が自立した社会生活や社会参加を行えるよう、適切な介護支援や就労支援等の福祉サービスの提供を図ります。③ 障がい者やその家族への相談支援体制の充実 地域・教育・保健・医療・福祉の各分野が一体となり、障がい者やその家族への相談支援体制の充実を図ります。
13 介護保険事業の推進	<ul style="list-style-type: none">① 介護サービスの体制整備の推進 要介護者^{※18}等やその家族のニーズに即した介護サービスが利用できるよう、介護サービスの体制整備を推進します。② 介護保険制度の普及啓発活動の推進 普及啓発活動を推進し、介護保険制度に対する市民の理解を深めます。③ 介護予防の充実 介護予防の充実を図り、高齢化の進展に伴う要介護者の増加抑制を図ります。
14 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none">① 高齢者や障がい者等の権利擁護の推進 成年後見制度^{※19}や日常生活自立支援事業を活用し、認知症や障がい等により判断能力が十分でない方の権利擁護を推進します。② 当事者や養護者などに対する支援や指導の強化 高齢者や障がい者の虐待防止のため、当事者や養護者などに対する支援や指導の強化を図ります。③ あらゆる暴力や差別の根絶に向けた市民意識の向上と相談の促進 様々なハラスメント^{※20}や差別、偏見、ドメスティック・バイオレンス^{※21}の根絶に向けた意識啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図るため、関係機関との連携強化に取り組みます。④ ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発の推進 ハンセン病の正しい知識や情報を伝えるため、東北新生園と連携しながら施設や所蔵資料の活用による普及啓発を図るとともに、小・中学校の総合的な学習時間を活用した人権教育などに取り組みます。
15 母子・父子家庭福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">① 経済支援が必要な家庭の負担軽減 児童扶養手当の支給や医療費助成を行うとともに、公営住宅への優先入居等の支援を行い、経済支援が必要な家庭の負担軽減を図ります。② 資格取得の促進 高等職業訓練や自立支援教育訓練を活用した資格取得を促進し、自立と安定した生活を支援します。③ 相談支援体制の充実 個々の状態に応じた適切な支援につながるよう、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、家庭児童相談員等による相談支援体制の充実を図ります。

(続き)

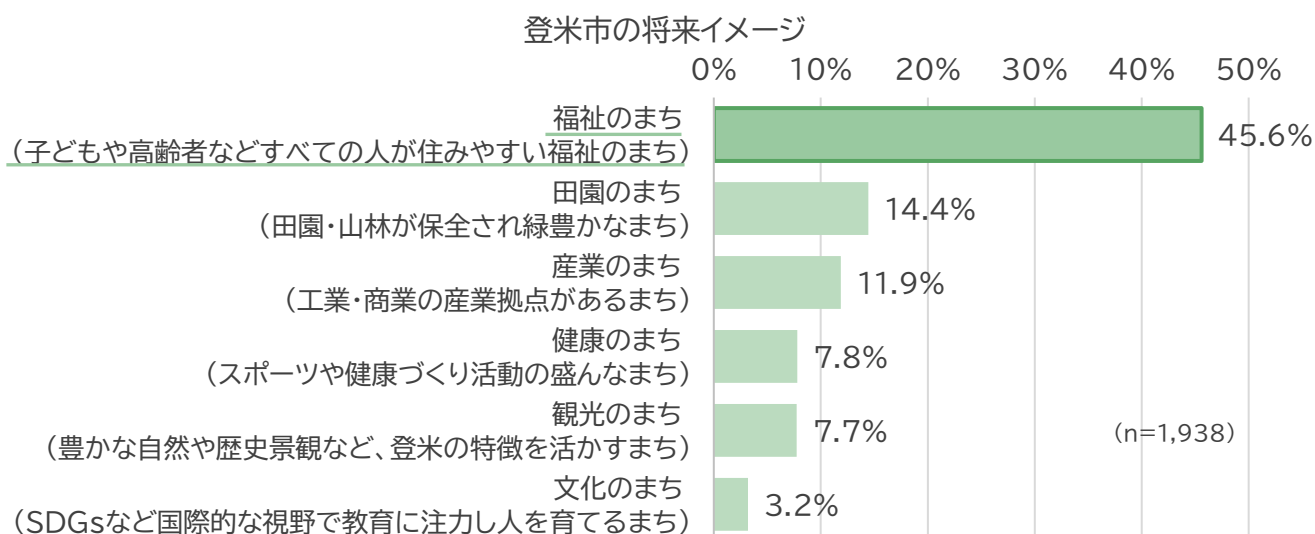
施策	施策の取組
16 地域包括ケア体制の 充実・強化	① 医療・介護・福祉の関係機関の相互連携 市民が可能な限り、住み慣れた地域で生活を送れるよう、必要とされる医療及び介護等のサービス提供につなげていくことにより、地域包括ケア体制の充実を図ります。

◆ 主な個別計画等

- 登米市地域福祉計画
- 登米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 登米市障がい者プラン
- 登米市人権擁護に関する条例
- 登米市子ども・子育て支援事業計画

--- 市民の声 ---

令和5年度市民意向調査では、登米市の将来イメージについて、「福祉のまち（子どもや高齢者などすべての人が住みやすい福祉のまち）」が望ましいと回答した方が45.6%と最も多くなっています。



※18 介護保険制度の認定により、食事・入浴・移動など日常生活の動作に継続的な介護が必要と判断された人。

※19 認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な方のために、家庭裁判所が選任した後見人等が、本人の利益を守るために主に法律面の支援などを行う制度のこと。

※20 相手の人格や尊厳を傷つけるような言動や態度のこと。

※21 配偶者やパートナー（婚約者、恋人）などの親密な関係にある人から受ける暴力のこと。

政策の分野：3 福祉・生活 生活支援の充実

◆ 現状と課題

- 本市の生活保護率は減少傾向にありますが、高齢者世帯や単身世帯における生活保護の受給割合は増加傾向にあり、生活困窮者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。
- 消費者を取り巻く環境は、社会情勢の変化に伴い、消費者問題も複雑多様化かつ悪質化しており、深刻な消費者被害への対応が必要とされています。
- 医療保険を取り巻く状況は、国保では加入者の年齢構成が高いことや、医療技術の進歩に伴う医療内容の高度化により、医療費が増加傾向にあるため、運用が厳しい状況にあります。

◆ 基本方針

生活に困窮する市民又は家庭における問題を抱えている市民に対し、経済・精神面の継続的な生活支援を行い、健康で安定した生活を送れるよう取り組みます。

また、市民の深刻な消費者被害に対応するため、問題解決に向けた相談業務を実施するとともに、多重債務や特殊詐欺などの被害防止に努めます。

さらに、医療保険制度の適正な運用を図りながら、国民年金制度の啓発と相互支援を図り、すべての市民が将来にわたり健康で文化的な生活を営めるよう取り組みます。

◆ 代表的な指標

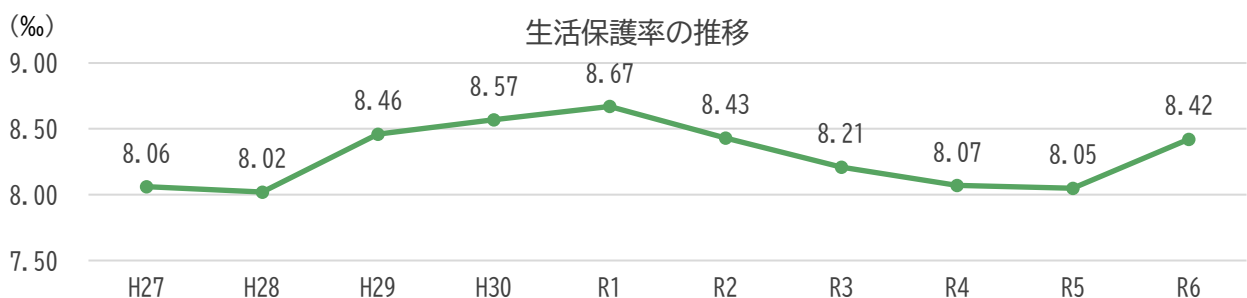
指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
生活保護率※1	8.42%	8.24%	8.05%
生活保護から就労により脱却した延世帯数※2	9世帯	20世帯	40世帯
国保特定保健指導実施率※3	21.7% (暫定値)	34.0%	38.0%

※1 生活保護率の単位 % (パーミル) : 千分率

※2 現状値は令和6年度単年の実績値

※3 国保特定保健指導実施率の現状値は暫定値

◆ 代表的な指標の推移





◆ 主な施策

施策	施策の取組
17 低所得者福祉等の充実	<p>① 生活困窮者の自立支援 複合的な問題を抱える生活困窮者に対して、個々の状況に応じた支援を包括的に行うなど、早期の自立に向けた支援を行います。</p> <p>② 多様化する生活相談ニーズへの対応 多様化する生活相談ニーズに対応するため、自立相談支援機関の相談支援機能の充実に努め、ハローワークなどの関係機関と連携して、自立に向けた支援に取り組みます。</p>
18 生活保護支援	<p>① 生活保護費の適正給付 きめ細かな面接相談等により要保護者の実態把握に努め、生活保護費の適正な給付を行います。</p> <p>② 早期の経済的自立支援 ハローワークや関係機関と連携した被保護者就労支援事業の実施により、切れ目のない継続した自立支援に取り組みます。</p> <p>③ 実情に即した支援 民生委員・児童委員や関係機関と連携し、被保護者の実情に即し充実した相談・支援を行います。</p>
19 消費生活対策等の充実	<p>① 多重債務や特殊詐欺被害などの未然防止 消費者問題に関する出前講座を開催するなど、啓発活動を推進します。</p> <p>② 消費生活相談体制の充実 弁護士・司法書士との連携や相談員の能力向上を図るなど、消費生活相談体制の充実に努め、市民の消費者被害に対応します。</p>
20 医療保険の適正な運用	<p>① 国民健康保険制度の適正かつ健全な運営の推進 国民健康保険制度の普及に努めるとともに、医療費の適正化、特定健康診査等の実施、国保税の収納率向上等に取り組みます。</p> <p>② 後期高齢者医療保険制度の適切な運営の推進 後期高齢者医療制度の普及に努め、後期高齢者の健康保持と適切な制度運営を推進します。</p> <p>③ 受診機会の確保と経済的負担の軽減 障がい者や母子・父子家庭、こどもの医療費の自己負担額を助成します。</p>
21 国民年金制度の適正な運用	<p>① 国民年金制度の普及と相談業務の充実 国民年金制度の普及に努めるとともに、年金事務所と協力連携し相談業務の充実に努め、確実な受給権の確保に努めます。</p>

◆ 主な個別計画等

- 登米市国民健康保険保健事業実施計画・特定健康診査等実施計画

社会基盤の充実

◆ 現状と課題

- 人口減少・少子高齢化の進展による中心市街地のにぎわいや活力の低下、各地域に立地している多くの公共施設やインフラ施設の老朽化が進んでおり、機能の維持・更新が課題となっています。
- 豊かな自然環境や各地域にある歴史・文化的資源などの景観の保全、近くの遊び場と憩いの場である公園施設の適正な維持管理が必要とされています。
- 本市の公共交通については、今後、高齢化の進展によって、交通弱者が増加すると見込まれており、買い物などの移動手段の確保が必要とされています。
- 上下水道の整備については、これまでの取組に対する市民理解が浸透しつつありますが、上水道については水道施設や基幹管路、下水道についても処理施設や管路の、計画的な更新等によるサービスの継続が必要とされています。

◆ 基本方針

人口減少社会を見据えたコンパクトで持続可能なまちづくりに向けて、公共施設やインフラ施設の機能の維持・更新に取り組むとともに、地域特有の景観の保全と併せ、豊かな自然や優良農地などの保全に向けて適正な土地利用の誘導に取り組みます。

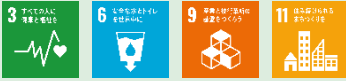
また、道路や橋りょうについては、計画的で効率的な整備や維持管理に取り組み、機能を維持し、上下水道についても、計画的な施設の整備・更新を進めます。

◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
人口1人当たりの公共交通（市民バス、住民バス、デマンド型乗合タクシー※1）年間利用回数	3.93回/人	4.39回/人	4.68回/人
上水道有収率	79.5%	88.2%	90.0%
汚水衛生処理率※2	74.7%	78.8%	82.9%

※1 利用者の予約に応じて運行する乗合方式で、決められた区域内で柔軟に乗降できる公共交通サービス。

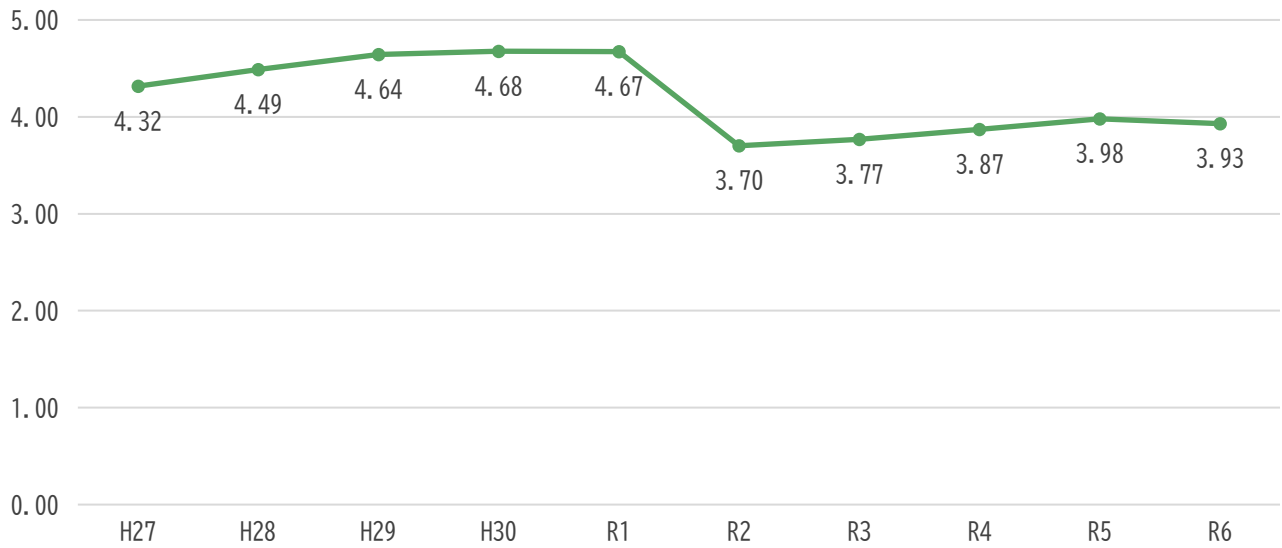
※2 $(\text{水洗化人口}(\text{水洗便所設置済人口}) \div \text{登米市人口}) \times 100$ で算出



◆ 代表的な指標の推移

(回/人)

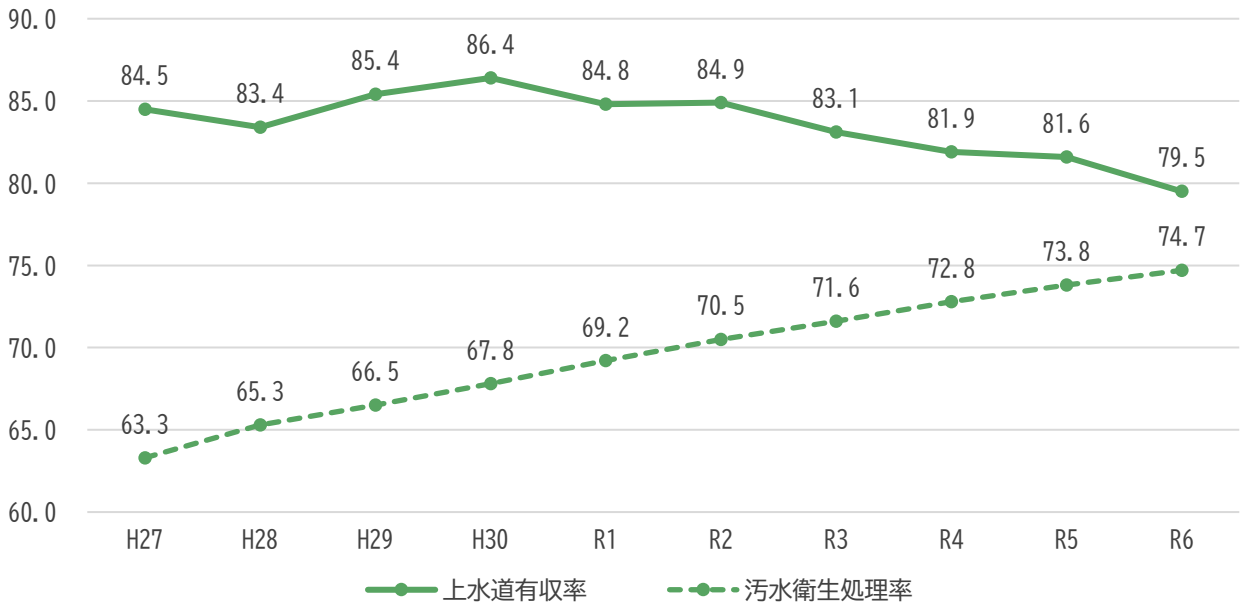
人口1人当たりの公共交通年間利用回数の推移



資料：登米市まちづくり推進部 市民協働課調べ（各年度）

(%)

上水道有収率及び汚水衛生処理率の推移



資料：登米市上下水道部 経営総務課調べ（各年度）

◆ 主な施策

施策	施策の取組
22 良好な土地利用の推進	<p>① 中心市街地の活性化と地域拠点の振興 中心市街地への都市機能のゆるやかな誘導と、公共施設の多機能化や複合化等により、にぎわい・活力のあるコンパクトな中心市街地の形成に取り組むとともに、地域拠点については、それぞれの地域の特色を生かしたまちづくりへ向けて、生活利便施設の維持に努めます。</p> <p>② 土地利用の誘導 用途地域や農業振興地域農用地等の指定により、都市的土地利用を図る区域と豊かな自然や優良農地などを維持・保全する区域を明確にし、無秩序な土地利用の拡大抑制とともに、適正な土地利用の誘導に取り組みます。</p>
23 良好な景観の保全	<p>① 景観づくりの推進 豊かな自然環境や歴史・文化的資源などの地域特有の景観の保全に向けて、地域と共に良好な景観づくりに取り組みます。</p>
24 公園・緑地の充実	<p>① 魅力ある施設の提供 誰もが安全に楽しめる公園を提供するとともに、施設の適正な維持管理に取り組めます。</p> <p>② 地域の実情に応じた公園の再編 施設の利用状況等に応じて遊具を集約するなど、公園機能の維持に取り組めます。</p>
25 公共交通機関の整備・充実	<p>① 持続可能な公共交通ネットワークの構築 地域内・地域間の移動手段を各交通施策で確保するとともに、各交通モードとの連携によって、きめ細かな移動サービスを構築します。</p> <p>② 市民ニーズに対応した路線やダイヤの見直し 移動ニーズに対応したバスの路線やダイヤの見直しを進め、利便性の向上に努めます。</p>
26 道路網の整備	<p>① 道路インフラの機能維持 計画的で効率的な修繕に取り組み、道路や橋りょうなどの道路インフラの機能維持に努めます。</p> <p>② 安全で利便性の高い道路整備 集落内の狭あい道路や集落間の一部未改良道路の整備に取り組み、地域の均衡ある発展と安全性及び利便性の向上を図ります。</p> <p>③ 幹線道路等の整備促進 利便性が高く、安全で快適な幹線道路ネットワークを形成するため、骨格となる市道整備を進めるとともに、みやぎ県北高速幹線道路Ⅴ期区間の早期事業化及び三陸沿岸道路への直接乗り入れの事業化、三陸沿岸道路の4車線化など、国県道の整備や機能強化について、関係機関への要望を継続します。</p>

(続き)

施策	施策の取組
27 上水道の整備	① 安全・安心な水道水の安定供給 安全で安心できる水道水を安定して供給するとともに、災害に強い水道を構築するため、計画的な施設更新を進めます。 ② 健全な事業運営 健全な事業運営に取り組むとともに、人工衛星・A I 等を活用した調査や漏水多発路線の解消により効率的な漏水対策に取り組みます。 ③ 啓発活動と情報発信 啓発活動を通して水道事業への理解向上を図り、市民が必要とする情報を的確に把握し、適時適切な情報発信に取り組みます。
28 下水道の整備	① 公共下水道施設の計画的な整備 快適で衛生的な生活環境の形成と公共用水域の水質保全を図るため、未整備となっている部分の公共下水道施設を計画的に整備します。 ② 下水道施設の計画的な施設の維持・更新 施設の長寿命化対策の取組と、計画的な施設の維持・更新を進めます。

◆ 主な個別計画等

- 登米市都市計画マスタープラン
- 登米市立地適正化計画
- 登米農業振興地域整備計画
- 登米市景観計画
- 登米市都市交通計画マスタープラン
- 登米市地域公共交通計画
- 登米市舗装維持修繕計画
- 登米市道路整備計画
- 登米市上下水道事業ビジョン

環境保全とゼロカーボンシティ ・循環型社会形成の推進

◆ 現状と課題

- 本市の自然環境は、河川や湖沼の水質の悪化や、一部森林の手入れ不足に加え、外来種増加による希少な在来種の減少などが進んでいることから、かけがえのない豊かな自然環境を守り、次世代へつないでいくことが必要とされています。
- 地球温暖化は年々深刻化し、気候変動による影響が様々な分野で見られるようになっており、市全体の温室効果ガス排出量削減の取組が必要とされています。
- 公害に関する苦情は、近年、横ばい傾向で推移しており、悪臭やごみのポイ捨てなどの不法投棄は依然としてなくなる状況にあります。
- 市民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあるものの、今後も引き続き、ごみの減量化と資源のリサイクル化が必要とされています。

◆ 基本方針

河川・湖沼周辺の清掃活動や水環境の保全・再生活動、森林整備を推進するとともに、自然環境保全意識の向上に取り組み、自然と共生する社会の実現を目指します。

また、市民や事業者の地球温暖化対策に関する関心と理解を深め、2050年までのカーボンニュートラル^{※22}実現に向けた市全体の温室効果ガス排出量削減の取組を推進します。

さらに、公害の未然防止や公衆衛生の維持・向上に努め、暮らしやすい生活環境づくりに取り組みます。

※22 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。なお、温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なもの。



◆ 代表的な指標

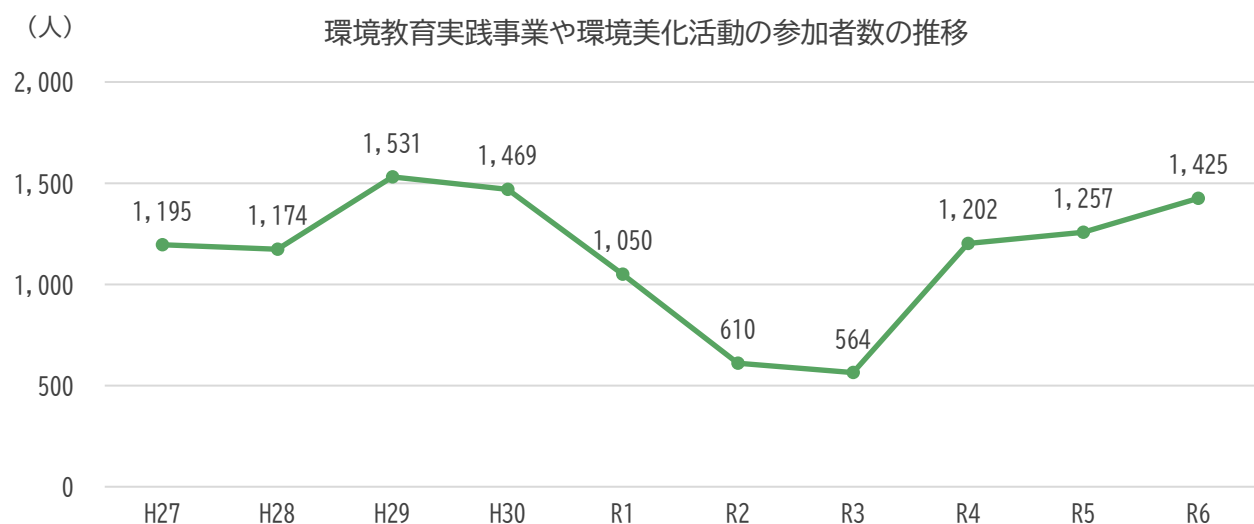
指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
市内湖沼※ ¹ の平均COD※ ² 濃度	12.8mg/L	8.0mg/L	6.0mg/L
環境教育実践事業や環境美化活動の参加者数	1,425人	1,850人	2,500人
太陽光発電システム※ ³ の設置件数（累計）	3,059件	4,000件	5,000件
市民1人1日当たりのごみ排出量（生活系ごみ）	589g/人・日	550g/人・日	520g/人・日
ごみの再資源化率	25.4%	28.0%	30.0%

※1 伊豆沼、長沼、平筒沼、機織沼

※2 湖沼、海域の有機汚濁を測る指標で、水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量（化学的酸素要求量）

※3 10kW未満のもの

◆ 代表的な指標の推移



資料：登米市市民生活部 環境課調べ（各年度）

◆ 主な施策

施策	施策の取組
29 自然環境の保全	<p>① 自然環境保護活動の推進 河川や湖沼、森林などの自然環境保護に関わる機会を創出し、保護活動を推進します。</p> <p>② 水環境の保全 環境美化活動、下水道及び合併浄化槽への接続の推進など、水環境の保全や再生を関係機関との連携により推進し、沼や川の水質改善に取り組みます。</p> <p>③ 生物多様性の保全 生息・生育環境の保全による生態系の回復と保全に取り組みます。</p> <p>④ 森林環境の保全 間伐の実施等適正な森林整備を推進し、将来にわたり森林の持つ公益的機能の保全に努めます。</p>
30 自然環境の活用	<p>① 自然に親しめる空間の創出 サンクチュアリセンターや平筒沼いこいの森、さらに伊豆沼・内沼や森林などを活用し、自然に親しめる空間を創ります。</p> <p>② 自然環境の学習機会の創出 こどもたちをはじめ、幅広い年代も対象とした環境教育の実践事業など、自然環境について学習できる機会の創出に取り組みます。</p> <p>③ 森林の多面的利用の推進 森林セラピー基地^{※23}に認定されている登米森林公園を活用した森林浴や森林体験を通じて、森林の持つ癒し効果を市民の健康づくりに活用します。</p>
31 温室効果ガス 排出量削減	<p>① 温室効果ガス排出量の削減 市民・事業者・市役所における省エネルギー、使用エネルギーの転換、電気自動車等の導入などにより、エネルギー消費量を減らすことで、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。</p> <p>② 再生可能エネルギー導入の推進 温室効果ガス削減に向けて、自然環境や景観等と調和した太陽光や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を推進します。</p>

※23 森林医学の面からリラックス効果が立証されており、さらに関連施設等の条件が一定の水準で整備されている地域のこと。

(続き)

施策	施策の取組
32 暮らしやすい生活環境づくり	<p>① 公害の未然防止 県と連携して指導の徹底や広報紙・チラシなどによる注意喚起を図り、悪臭などの公害を防止します。</p> <p>② 生活環境の保全 地区の公衆衛生組合と連携した公衆衛生の維持・向上などによる暮らしやすい生活環境づくりに取り組みます。</p> <p>③ 地域と協働した環境美化・維持活動 環境パトロールの強化を行うとともに、地域の一斉清掃やクリーンアップ湖沼群などの協働事業を実施し、地域の環境美化・維持に努めます。</p>
33 ごみ処理の適正化・資源リサイクルの推進	<p>① 4 R運動の推進 4 R^{※24}運動を推進し、ごみの発生及び排出を抑制します。</p> <p>② 資源分別の徹底 普及啓発を行うとともに、ごみ集積所の設置を支援し、ごみ収集体制を充実させ、資源分別の徹底を図ります。</p> <p>③ ごみの減量化 食品ロス削減に向けた普及啓発や団体による資源ごみ回収の奨励などに取り組み、ごみの減量化を図ります。</p> <p>④ 施設の長寿命化 一般廃棄物処理施設の計画的な保守点検及び修繕の実施により、施設の長寿命化に努めます。</p>

◆ 主な個別計画等

- 登米市環境基本計画
- とめ生きもの多様性プラン
- 登米市森林整備計画
- 登米市地球温暖化対策地域推進計画
- 登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
- 登米市一般廃棄物処理基本計画

※24 Refuse (リヒューズ：不要なものは断る)、Reduce (リデュース：ごみを減らす)、Reuse (リユース：繰り返し使う)、Recycle (リサイクル：再資源化する) を意味する。